

# 松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金

※前年度に事前相談が必要です。

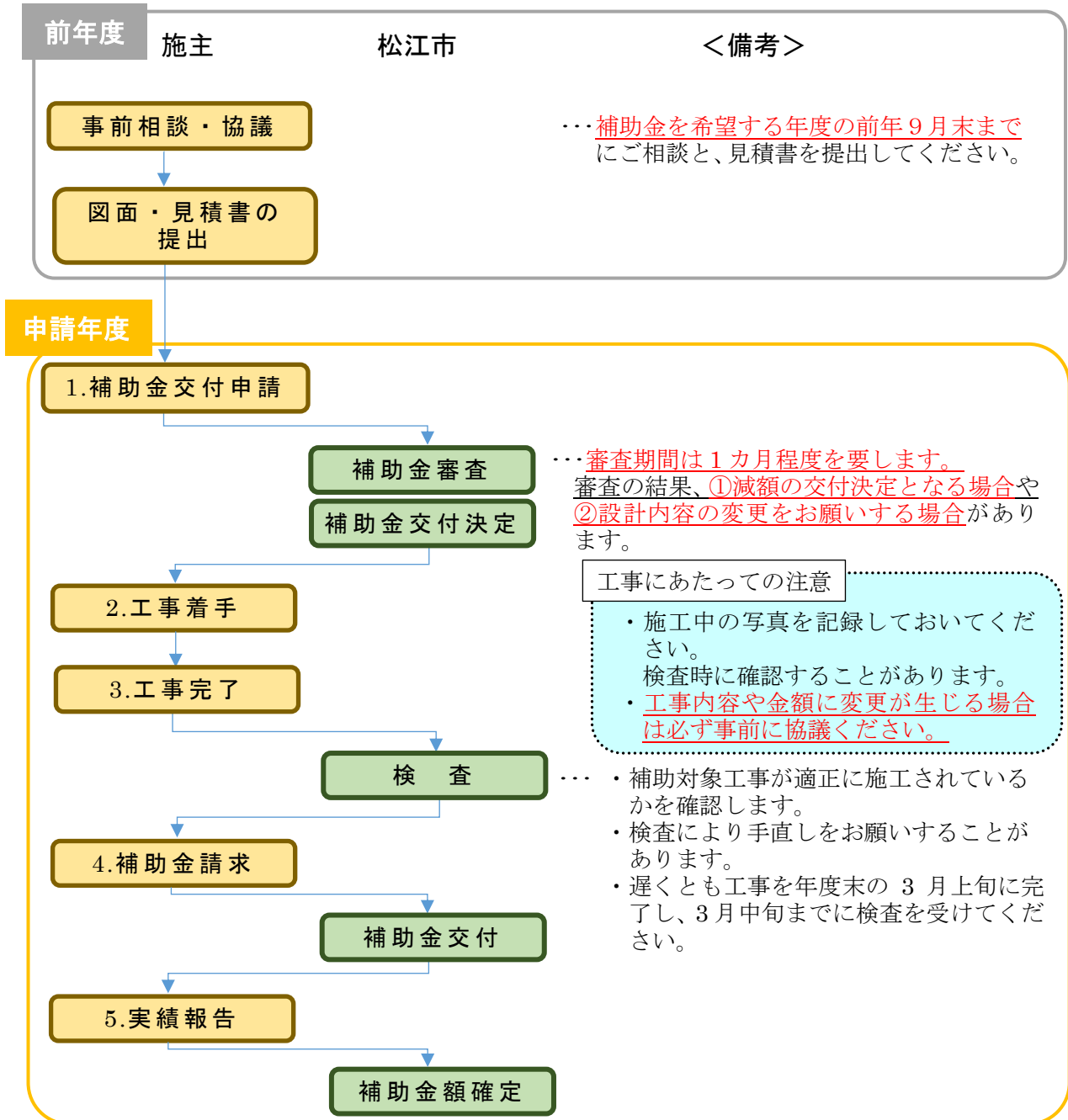
※申請年度中に工事が完了するものに限りです。

※補助金交付申請は、工事着工前に受け付けます

着工後の受付はできませんので、余裕をもってご準備ください。

※他の補助金の利用について、重複して補助金を受ける場合は必ず事前にご相談ください。他の補助金と併用不可場合があります。

## 1. 手続きの流れ



松江市建築審査課 景観指導係 〒690-8540 松江市末次町 86 番地 (市役所別館 3 階)  
TEL 0852-55-5387 FAX 0852-55-5552 E-mail: keikan@city.matsue.lg.jp

## 2. 手続きに必要な書類

	手続き	提出書類	備考
1	補助金交付申請	補助金等交付申請書 事業計画書 収支予算書 図面（位置図、配置図、立面図等） 見積書（補助対象分・全体） 現況写真 登記簿の写し 市税納付状況調査同意書	
2	工事着手	補助事業等着手届	
3	工事完了	補助事業等完了届	
4	補助金請求	補助金等交付請求書 交付決定通知書（写） 口座振替依頼書	
5	実績報告	補助事業等実績報告書 事業報告書 収支決算書 完了写真 建築工事総額の領収書（写）	

### 【松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金交付要綱抜粋】

（財産処分の制限）

第4条 補助を受けた者は、当該補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助を受けた者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を松江市に納付した場合、交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。）10年を経過した場合又は市長が災害その他の特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。